# ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

## １．補助金交付申請手続きフロー図

補助金交付申請

**【提出書類等】**

① 「補助金交付申請書（様式第１号）」

※国のＺＥＨ補助金の交付決定通知書の発行日から起算して３０日を経過する日までに申請が必要になります。

※補助金の実績報告時において、ＺＥＨの所在地と同じ場所に住民登録されていることが条件となります。

② 国のＺＥＨ補助金の執行団体から受けた交付決定通知書の写し

※令和５年４月２５日以降に交付決定を受けたもの

③ 対象住宅の位置図

④ 市税の完納証明書（申請者本人、申請日前１か月以内に発行のもの）

※転入により本市での課税がない方は、前住所地及び本市の完納証明書を添付してください。

審査

交付決定通知

**【交付決定】**

「補助金交付決定通知書（様式第２号）」

**【不交付決定】**

「補助金不交付決定通知書（様式第３号）」

着工（新築住宅）

変更承認申請

**【提出書類等】**

① 「変更承認申請書（様式第４号）」

※審査後に「補助金交付変更（承認・不承認）通知書（様式第５号）」の発行

完工／購入

**実績報告**

**【提出書類等】**

① 「実績報告書（様式第６号）」

※国のＺＥＨ補助金の交付確定通知書の発行日から起算して３０日を経過する日又は、令和６年３月２１日のいずれか早い日までに実績報告が必要になります。

② 国のＺＥＨ補助金の執行団体から受けた交付確定通知書の写し

③ ＢＥＬＬＳ評価書の写し（ＺＥＨ住宅であることが記載されていること）

④ 建物全体が確認できる写真

⑤ 住民票（世帯全員、実績報告日前１か月以内に発行のもの）

**審査**

**補助金交付額の確定通知**

「補助金交付額確定通知書（様式第７号）」

**補助金交付請求**

「補助金交付請求書（様式第８号）」

**補助金交付**

※事務手続き上、実績報告書の提出から振込までに１か月程度かかります。

## ２．補助金交付申請手続き

（１）補助金交付申請

「補助金交付申請書（様式第１号）」に必要書類を添付して、環境政策課窓口へご持参ください。（郵送等不可）

**【提出書類】**

① 補助金交付申請書（様式第１号）

② 国のＺＥＨ補助金の執行団体から受けた交付決定通知書の写し

※令和５年４月２５日以降に交付決定を受けたもの

③ 対象住宅の位置図

④ 市税の完納証明書（申請者本人のもの、申請日前１か月以内に発行のもの）

※転入により本市での課税がない方は、前住所地及び本市の完納証明書を添付してください。

**留意事項**

・国のＺＥＨ補助金の交付決定通知書の発行日から起算して３０日を経過する日までに申請が必要になります。

・補助金の実績報告時において、ＺＥＨの所在地と同じ場所に住民登録されていることが条件となります。

・補助金の交付は、予算の範囲内で先着順となります。

（２）交付決定

提出された書類を審査し、適正であると認めるときは「補助金交付決定通知書（様式第２号）」を送付いたします。（補助金交付申請書提出後、２週間程度）

（３）計画変更

補助金交付申請内容を変更する場合や中止する場合は、「変更承認申請書（様式第４号）」に必要書類を添付して、環境政策課窓口へご持参ください。（郵送等不可）

提出された書類を審査し、変更及び中止に係る申請の可否について適正であると認めるときは「補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第５号）」を送付いたします。

（４）実績報告

「実績報告書（様式第６号）」に必要書類を添付して、環境政策課窓口へご持参ください。（郵送等不可）

**【提出書類】**

① 実績報告書（様式第６号）

② 国のＺＥＨ補助金の執行団体から受けた交付確定通知書の写し

③ ＢＥＬＬＳ評価書の写し（ＺＥＨ住宅であることが記載されていること）

④ 建物全体が確認できる写真

⑤ 住民票（世帯全員、実績報告日前１か月以内に発行のもの）

**留意事項**

・国のＺＥＨ補助金の交付確定通知書の発行日から起算して３０日を経過する日又は、令和６年３月２１日のいずれか早い日までに実績報告が必要になります。

（５）補助金交付額の確定

実績報告時に提出された書類を審査し、適正であると認めるときは「補助金交付額確定通知書（様式第７号）」を送付いたします。

（６）補助金の請求・補助金の交付

補助金交付額確定通知書を受けた後、「補助金交付請求書（様式第８号）」をご持参ください。

請求書提出後、１か月程度で口座振込により補助金を交付します。

# 断熱材/玄関扉/複層ガラス・二重サッシ/
# ＬＥＤ照明設備/宅配ボックス（固定型・簡易型）

## １．補助金交付申請手続きフロー図

**補助金交付申請**

**【提出書類等】**
① 「補助金交付申請書（様式第１号）」
　※着工の１５日前までに申請してください。
② 見積書の写し（設備の内訳が明確に記載されているもの）
③ 経費内訳書（対象設備ごとに添付）
④ 住宅平面図等（設備設置箇所を記載）
⑤ 設置予定箇所の現況写真
⑥ 対象設備の仕様書又はカタログの写し
⑦ 市税の完納証明書（申請者本人のもの、申請日前１か月以内に発行のもの）
　※転入により本市での課税がない方は、前住所地及び本市の完納証明書を添付してください。
⑧ 承諾書（申請者と建物所有者が異なる場合、共同物件の場合）

**審査**

**交付決定通知**

**【交付決定】**
「補助金交付決定通知書（様式第２号）」

**【不交付決定】**
「補助金不交付決定通知書（様式第３号）」

**変更承認申請**

**【提出書類等】**
① 「変更承認申請書（様式第４号）」
　※審査後に「補助金交付変更（承認・不承認）通知書（様式第５号）」の発行

**購入・着工**

**完工**

**実績報告**

**【提出書類等】**

①「実績報告書（様式第６号）」

※完了日から起算して３０日を経過する日又は、令和６年3月２１日のいずれか早い日までに実績報告が必要になります。

② 設置に係る領収書の写し

③ 設置写真（断熱材の場合は、施工中の写真も必要になります。）

**審査**

**補助金交付額の確定通知**

「補助金交付額確定通知書（様式第７号）」

**補助金交付請求**

「補助金交付請求書（様式第８号）」

**補助金交付**

※事務手続き上、実績報告書の提出から振込までに１か月程度かかります。

## ２．補助金交付申請手続き（※着工の１５日前までに申請してください）

（１）補助金交付申請

「補助金交付申請書（様式第１号)」に必要書類を添付して、環境政策課窓口へご持参ください。（郵送等不可）

**【提出書類】**

① 補助金交付申請書（様式第１号）

② 見積書の写し（設備の内訳が明確に記載されているもの）

③ 経費内訳書（対象設備ごとに添付）

④ 住宅平面図（設備設置箇所を記載）

⑤ 設置予定箇所の現況写真

⑥ 対象設備の仕様書又はカタログの写し

⑦ 市税の完納証明書（申請者本人のもの、申請日前１か月以内に発行のもの）

※転入により本市での課税がない方は、前住所地及び本市の完納証明書を添付してください。

⑧ 承諾書（申請者と建物所有者が異なる場合、共同物件の場合）

**留意事項**

・交付申請から２週間程度の審査期間を要すため、着工予定日は申請日から１５日目以降としてください。

・補助金の交付は、予算の範囲内で先着順となります。

・申請書及び各種添付書類の氏名は一致させてください。

・県営、市営住宅に設備を設置する場合は、申請する前に住宅所有者（県知事又は市長）の承諾を得るとともに、申請時に市指定の承諾書を提出してください。

（２）交付決定

提出された書類を審査し、適正であると認めるときは「交付決定通知書（様式第２号)」を送付いたします。（補助金交付申請書提出後、２週間程度）

補助金交付決定日以降に、設置工事に着手してください。

（３）計画変更（申請内容の変更や中止する場合）

補助金交付申請内容を変更する場合や中止する場合は、「変更承認申請書（様式第４号)」に必要書類を添付して、必ず着工前に環境政策課窓口へご持参ください。(郵送等不可)

提出された書類を審査し、変更及び中止に係る申請の可否について適正であると認めるときは「補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第５号)」を送付いたします。

**【提出書類】**

① 変更承認申請書（様式第４号）

② 経費内訳書

③ 見積書の写し、カタログの写し等変更内容が分かる資料

**留意事項**

・変更の手続きでは、新たに対象設備を追加する変更はできません。

・新たな対象設備を申請する場合は、計画の変更ではなく、追加分を別途申請してください。

・計画変更が生じた場合の補助金額が増加する場合、計画変更の申請時点で予算がない場合は、変更承認申請はできません。

（４）実績報告

「実績報告書（様式第６号)」に必要書類を添付して、環境政策課窓口へご持参ください。(郵送等不可)

**【提出書類】**

① 実績報告書（様式第６号）

② 設置に係る領収書の写し

※領収書の但し書きはきちんと記載してください。(商品名、工事名等)

③ 設置写真（設置したことが明確に分かるもの）

・設置写真は申請時の写真と比較できるものを提出してください。

・断熱材については、施工中の写真も必要になります。

・宅配ボックスについては、容易に移動できないように固定されていることが確認できる写真も必要になります。

**留意事項**

・設置完了日から起算して３０日を経過する日又は、令和６年３月２１日のいずれか早い日までに実績報告が必要になります。

（５）補助金交付額の確定

実績報告時に提出された書類を審査し、適正であると認めるときは「補助金交付額確定通知書（様式第７号)」を送付いたします。

（６）補助金の請求・補助金の交付

補助金交付額確定通知書を受けた後､｢補助金交付請求書(様式第８号)｣をご持参ください。

請求書提出後、１か月程度で口座振込により補助金を交付します。

＜お問い合わせ先＞

光市役所　環境政策課

〒743-8501　光市中央六丁目１番１号

【TEL】0833-72-1465　【FAX】0833-75-5943

【Email】kankyouseisaku@city.hikari.lg.jp